

「利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、
学識経験を有する者、関係する住民等、関係県から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係する県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨について <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨における鬼怒川の堤防決壊のような、甚大な被害が出る事の無いよう十分な安全性を確保すべき。 ・鬼怒川の水害を踏まえた記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、河川整備計画に基づく適切な整備等を進めて参りたいと考えております。
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	2	<ul style="list-style-type: none"> ・津波、地震時の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・利根川を津波が遡上しても、常陸川水門で防いでいるため、壊滅的な被害が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸川水門が正常に機能するように管理することで、津波による壊滅的な被害の発生を防いでいます。
2. 3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	3	<ul style="list-style-type: none"> ・水質について <ul style="list-style-type: none"> ・アオコの発生については「水質の悪化」より「景観の悪化」として表現すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アオコが要因となる取水時の異臭味や、死滅したアオコからの窒素・リンの溶出等があることから、水質の悪化として記載しております。 ・景観の悪化については、ご意見を踏まえ、修正します。
2. 4 河川維持管理の現状と課題	4	<ul style="list-style-type: none"> ・河川維持管理の現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・常陸川水門が完成後 50 年以上経過していることを考えると、今回の計画において改築の必要性を検討することが最重要項目である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、原案「5. 2. 1(3) 水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理」に記載しております。
2. 5 新たな課題	5	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題について <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に対しては、霞ヶ浦なりの将来予測を行い、手戻りのない対策を実施していく旨を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修正します。
3. 2 計画対象期間	6	<ul style="list-style-type: none"> ・計画対象期間の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて柔軟に修正ができるような計画とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修正します。
4. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	7	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・「生息・生育」、「景観」は削除すべき。 ・流水の正常維持というのは傲慢である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生息・生育」、「景観」を保護するために、霞ヶ浦の流水の正常な機能の維持が必要と考えております。 ・流水の正常な機能とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことをいいます。霞ヶ浦においても、これらの流水の正常な機能の維持を図ることは重要なことと考えています。
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質について <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年後の水質保全計画の目標水質が何 mg/L か現時点では分からないため、数値目標の記載はできない。 ・ 溶存態 COD で評価するなど、霞ヶ浦の特性を考慮した測定方法で評価すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の数値目標については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しております。 ・ 水質の評価については、「水質汚濁に係る環境基準について（環境庁告示 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日）」に公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が記載されており、これに基づき COD を基準値として使用しております。
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 無堤区間の早急な対策を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 1) 堤防の整備」に記載しております。
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 波浪対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な現状把握のうえ治水の見地から護岸整備をお願いする。 ・ 離岸堤等によって水の交換を遮断し水質が悪くなることがあるため、注意が必要である。 ・ 植生帯を再生し、副次的な消波効果を期待するのであれば、離岸堤背面に非常に緩やかなスロープ状の地盤が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸や離岸堤の整備については、原案「5.1.1(1)2)波浪対策」に記載しております。 ・ 湖岸植生帯の再生については、養浜等の基盤整備と土壌シードバンクの活用が検討されており、その旨は原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しております。
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防等構造物の耐震性を向上すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(3) 地震・津波遡上対策」に記載しております。
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 内水被害の軽減について検討いただきたい。 ・ 内水排除のため、利水に影響のない範囲内で霞ヶ浦の湖 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(4) 内水対策」に記載しております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		水位を下げた管理を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> 湖水位については、霞ヶ浦開発事業の治水・利水目的を達成するように管理を行っております。
	13	<ul style="list-style-type: none"> 減災・危機管理対策について <ul style="list-style-type: none"> 「水防拠点の整備」の箇所を増やして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、原案「表5-3 危機管理対策の整備に係る施行の場所」に記載しております。なお、今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがあります。
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	14	<ul style="list-style-type: none"> 水質改善について <ul style="list-style-type: none"> 水質改善のために常陸川水門の開放、または有効な運用を行うべき。 既存の施設を活用した水質浄化を積極的に行って欲しい。 北浦の水質浄化対策として、底泥浚渫、ウェットランド、植生回復による浄化を計画的に実施していただきたい。 霞ヶ浦の水質をはじめとした環境を改善するために「霞ヶ浦開発二期事業」の立ち上げを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 常陸川水門の操作については、霞ヶ浦開発事業の治水・利水の目標を達成するとともに、環境にも配慮した管理を実施します。 水質浄化や環境改善については、霞ヶ浦湖沼水質保全計画に基づく流域対策と連携を図ることとしており、その旨は、原案「5.1.3(1)水質改善対策」に記載しております。
	15	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦導水の位置づけ、必要性、効果について <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきである。 早期に霞ヶ浦導水事業を完成させて欲しい。 霞ヶ浦導水事業を棄却し、水質浄化対策の代替案を検討すべき。 霞ヶ浦導水事業によって霞ヶ浦の水質は改善されない。 全窒素是那珂川・利根川の方が霞ヶ浦より高いことから、霞ヶ浦導水事業によりアオコの増殖が増える。 霞ヶ浦については、住民と行政が一体となった水質保全、浄化対策に取り組んでいるが、依然水質の改善が進 	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善するものです。 本事業については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、複数の代替案の比較など検証に係る検討を行い、最も有利な案は現計画案である霞ヶ浦導水事業案とされ、平成26年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。 この検証の結果を踏まえ、本事業を河川整備計画に位置づけ

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>まない状況にある。そのため水質浄化などに効果のある霞ヶ浦導水事業の推進を是非スピードアップしていただき早期完成をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦における多様な環境には、水の透明度を確保することが重要であり、計画している流量毎秒15トンは、霞ヶ浦の水質に大きく役立つと考える。霞ヶ浦導水事業の早期完成を望む。 ・ 霞ヶ浦導水事業により、那珂川の水質が悪化する。 ・ 那珂川の渇水は5月の田植え時期に発生したものであり、水利用面で余裕のある河川である。 ・ 水需要の減少傾向は続いており、新規の水源開発は不要である。 ・ 那珂川導水路工事に着工すべきでは無い。 	<p>ようとしているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の霞ヶ浦における水質浄化に関する効果については、那珂川及び利根川からの導水により、湖水が希釈されるとともに、湖水の滞留時間が大幅に短縮される（いわば湖水が入れ替わる）ことになると考えています。また、桜川及び千波湖においても、那珂川からの導水により水質浄化に効果があると考えています。 ・ 霞ヶ浦へ流入する河川と那珂川・利根川の栄養塩（全窒素、硝酸態窒素や全リン、オルトリン酸態リン）の濃度を比較すると、那珂川・利根川の方が流入河川よりも低いことから、那珂川・利根川の水質を霞ヶ浦に導水することにより希釈効果が働きます。これに応じて霞ヶ浦の水質も改善すると予測しています。 ・ 那珂川の水質への影響については、学識者からなる霞ヶ浦導水環境委員会において、シミュレーションにより予測したところ、霞ヶ浦導水事業完成後も概ね現状の年変動に収まるとの結果が得られていることから、小さいと考えています。なお、生物の移送に関する環境保全措置を講じることにより、SSなども改善されると予測しています。 ・ 本事業の利水面の必要性については、利根川では概ね3年に1回の割合で取水制限、那珂川では概ね2年に1回の割合で取水障害となる渇水に見舞われているほか、本事業による開発量の一部は、事業の完成を前提に、既に暫定豊水水利権として取水されています。 ・ 本事業が運用されるようになれば、利根川の渇水については、取水制限率の抑制や期間の短縮を図り、渇水被害を軽減することが可能となります。那珂川の渇水については、那珂川の流況が安定し、塩水遡上を抑制することで、那珂川下流部において、農業用水及び都市用水の安定的かつ安全な取水が可能となります。 ・ また、本事業により都市用水が新規開発されることから、特別水利使用者として参画する茨城県、東京都、千

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>葉県及び埼玉県の各利水参画者は、日常生活や産業振興に不可欠な水資源を安定的に確保することが可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、都市用水については、地方公共団体が計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計しており、ダム事業の検証に係る検討において、関東地方整備局では、霞ヶ浦導水事業の参画継続の意思のある各利水参画者の必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・ 那珂樋管取水口の工事については、着工に向けて関係者のご理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明してまいります。
	16	<p>・異なる水系間の水のやりとり（霞ヶ浦からの送水）、那珂川からの取水による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業は、生物多様性基本法、湖沼特別措置法に反し、涸沼のラムサール条約登録の要件を損なう。 ・ 霞ヶ浦導水事業により、那珂川水系の主要魚種への影響は甚大である。 ・ 霞ヶ浦導水事業により那珂川のアユの仔魚に影響を与える。 ・ 霞ヶ浦導水事業によりヤマトシジミに悪影響を与える。 ・ 霞ヶ浦導水事業により外来生物が侵入する危険性がある。 ・ 利根導水路が閉鎖されたままとまっている。 ・ 利根導水路を試行運用して生態系に及ぼす影響を評価すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業における環境保全への取り組みについては、以下のとおり適切に調査を実施してきており、必要に応じて保全措置を講じていくこととしています。 ・ 水理、水文、水質、生物等の各種調査を継続的に実施してきています。生物については、陸上動物、昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類、水生植物、付着藻類、魚類、鳥類、底生動物等を対象に調査してきています。 ・ こうした各種調査結果を基に、環境への影響については、学識者からなる霞ヶ浦導水環境委員会を平成6年から平成19年にかけて計20回開催し、ご指導、ご助言をいただきつつ検討をしてきています。 ・ これまでの検討により、霞ヶ浦と利根川、那珂川間での導水によって、動植物の生息条件が変化する可能性が考えられますが、水温、流速の変化は局所的でわずかであることから、現存する動植物に与える影響は小さいものと考えています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類の迷入防止対策については、以下のとおり配慮しながら対策を講じることとしています。 ・ アユの稚魚等については、那珂樋管の取水口の幅をできるだけ広くし、毎秒 15 立方メートルを導水した時の取水流速を平均で毎秒 20 ～30 センチメートル程度に抑えるとともに、取水口の前面に除塵機型回転スクリーン（メッシュ幅 5 ミリメートル）を設置し、物理的に迷入（吸い込み）を防止します。さらに、吹き流しを設置し、回避行動を促すことで、およそ 3 センチメートル以上の個体の迷入（吸い込み）は回避できるよう配慮しています。 ・ アユの仔魚については、10 月及び 11 月に夜間 14 時間取水を停止することとしています。引き続き、仔アユの降下のメカニズム等の解明に努め、より適切な運用方法を検討してまいります。 ・ 底生魚については、魚返しやモクズガニ等の移動に配慮した誘導ロープ等の迷入（吸い込み）防止対策を講じることとしています。 ・ これらの対策については、「那珂樋管設置魚類迷入（吸い込み）防止対策効果試験検討委員会」において、魚類等を専門とする学識者 7 名からご意見を伺いながら検討してきたところであり、その効果については、実験や他河川での事例等により既に確認し、さらに、今後、実物大試験でも確認することとしています。 ・ ヤマトシジミへの影響については、生息している涸沼川・涸沼の水質を、シミュレーションにより予測したところ、霞ヶ浦導水事業を運用した後においても、涸沼川・涸沼の汽水域における水質は、現状とほとんど変わらないとの結果を得ていることから、その影響は小さいと考えています。 ・ 外来種の移送防止対策については、以下のとおり考えています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来魚の卵の移送を防ぐため、霞ヶ浦から那珂川への導水にあたり、砂ろ過施設を通水させることにより、ブラックバス等の魚卵を捕捉できることを実験で確認しています。 ・ 導水に伴う外来種の移送の防止については、引き続き、魚類等の専門家の指導の下、検討してまいります。 ・ 利根導水路は、霞ヶ浦導水事業としての機能だけではなく、水資源機構が管理する霞ヶ浦開発施設の利根川連絡水路としての機能も併せ持つ共同施設です。利根川連絡水路としては、平成19年度には利根川の流況が悪化した際に霞ヶ浦から利根川へ通水したほか、毎年機能確認試験として通水しています。利根導水路の単独運用については、霞ヶ浦導水事業における利活用の方法について検討しているところであり、今後、検討結果を踏まえて必要な対策を講じることとしています。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「流域住民や関係機関と連携し」に「漁業関係者」を明記すべき。 ・ 水生植物帯の再生に向けて取り組んでいくというニュアンスを記載すべき。 ・ 魚類の産卵場や稚魚の保護育成場となるほか、水質浄化機能を持つ植生帯の造成や、環境に配慮した護岸、消波堤の整備をお願いしたい。 ・ 自然を回復し、漁業などの生業を復活させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業関係者については、「流域住民や関係機関」に含まれるものとして記載しております。 ・ 植生帯や環境に配慮した整備については、「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しております。
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生の促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺は環境学習の拠点となっていることから、県と連携し野外フィールドの整備促進を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と再生に当たっては、流域住民や関係機関と連携して進めるとしており、その旨は原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しております。
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と河川との豊かなふれあいの確保について <ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力のある霞ヶ浦という資源を有効活用できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保」に記載しております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車に乗るために霞ヶ浦に来る人がいるので、湖岸道路の舗装を進めてもらいたい。 ・ 環境改善・水質改善への意識高揚、景観の創造を目的に、住民の憩いの場となるような施設の設置を要望する。 	なふれあいの確保に関する整備」に記載しております。
5. 2. 1 洪水、津波、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防沈下箇所について継続的な監視と対策を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、「5. 2. 1(1)堤防の維持管理」に記載しております。
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川管理施設の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて補修・更新を行いとあるが、更新とは改築、改良に含まれるのではないか。 ・ 樋門の通水性ということでは土砂を除去することで最適化が図られるが、湖全体で考えると土砂が減少してしまうため、バランスを図るべき。 ・ 常陸川水門の魚道操作による水質浄化、美浦村の植生浄化施設による水質浄化を積極的に行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の「更新」については、定期的な更新を伴う機械設備等について述べております。 ・ 堆砂の除去については、樋門の機能性を確保する為に行っております。なお除去した土砂は植生帯再生のため養浜等に使用していきます。 ・ ご意見の趣旨については、原案「5. 2. 1(3) 水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理」に記載しております。
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可工作物の機能の維持について <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に維持管理が出来るように、維持管理の方策について検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5. 2. 1(4) 許可工作物の機能の維持」に記載しております。
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における防災力の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「水防管理者」より「水防管理団体」と表現すべき。 ・ 広域的な地域防災を考え、高速道路などの輸送網が活用できる位置に資材備蓄等を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見のありました、原案「5. 2. 1(7)3) 水防体制の充実・強化」における重要水防箇所をきめ細かく設定し提示する相手として、水防法第二条3項における水防管理団体である市町村の長若しくは水防事務組合の管理者若しくは長である「水防管理者」を考えております。 ・ 資材備蓄等については、被害軽減を図るために検討するとしており、その旨を原案「5. 1. 1(5)減災・危機管理対策」に記載しております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	24	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄防止のパトロール、近隣自治体との連携を進めて行うべき。 ・ 不法投棄の防止に向けさらなる対策強化をお願いする。 ・ 市町村との連携により、清掃活動がスムーズに行われるようにしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(7)不法投棄対策」に記載しております。また、不法投棄の防止につきましては、今後とも対策強化に努めます。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・アオコ対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質改善及びアオコ対策により環境保全に努めるようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(1)水質の保全」に記載しております。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	26	<ul style="list-style-type: none"> ・流域を含めた水質管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水循環基本法を踏まえ、流域内の地下水も含めた、水量・水質の動きの全体像を国が主体的に把握し、対策を立てることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しております。
	27	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携について <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦で実施される施策は、国と県が分担では無く、連携して実施すべき。 ・ 住民、教育機関、産業、研究者等との連携（パートナーシップ）に関する表現が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載しております。
その他	28	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に底泥の放射能除去対策を講じるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質による環境汚染への対応は、面的かつ一元的に対応することが必要であり、環境省が中心となって関係行政機関が十分に調整・協力していくことが重要と考えております。このため環境省を中心として一元的な対応ができるよう協力していきます。
	29	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画ではあるが、対象が湖であるという認識が欠けている。 ・ 6章に霞ヶ浦の湖沼としての特性を反映すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正します。 ・ 6章については、湖沼特性に応じた取り組みを追記いたします。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	30	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川・江戸川河川整備計画について <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦だけでなく利根川江戸川河川整備計画も改めて立てるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定に当たっては、平成18年12月から学識経験を有する者の意見を聴く場として利根川・江戸川有識者会議を開催するとともに、関係する住民からの意見募集及び公聴会を実施し、その結果を踏まえて作成されています。 ・社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等の状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩を踏まえ、必要がある場合には適宜見直しを行います。
	31	<ul style="list-style-type: none"> ・表現等の修正について <ul style="list-style-type: none"> ・常磐新線（つくばエクスプレス）から常磐新線は削除すべき。 ・高速道路の記載順は、常磐自動車道、首都圏中央連絡道路、東関東自動車道とすべき。 ・世界湖沼会議ではなく、「第6回世界湖沼会議」と特定すべき。 ・表2-4の環境基準値は、昭和46年12月環境庁告示第59号別表2に基づき、小数点以下は未標記とすべき。 ・「(平成27年3月現在)」の前後に句点があることから、当該箇所の前にある句点を削除すべき。 ・表5-7の施工場所について、「阿見町阿見」から「阿見町廻戸～掛馬」に修正すべき。 ・半鐘は現在では使用していないところが多いため削除すべき。 ・自治体ではなく、地方公共団体と表現すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修文します。